

(仮称) 近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会 次第

日時：令和元年11月5日（火）9:30～11:00

場所：東近江市役所 317、318、319会議室

1 開会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 報告等

(1) これまでの検討経過等について

資料1

(2) 近江鉄道線の概要について

資料2

5 議 事

第1号議案

近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会規約（案）について

資料3

第2号議案

役員の選出について

第3号議案

令和元年度 近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会
事業計画（案）および収支予算（案）について

資料4、5

6 その他

(1) 近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会の今後のスケジュール
について

資料6

7 閉会

(仮称)近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会
出席者名簿

【敬称略】

所属・団体名等	氏名
滋賀県知事	三日月 大造
彦根市長	大久保 貴
近江八幡市長	小西 理
甲賀市長	岩永 裕貴
東近江市長	小椋 正清
米原市長	平尾 道雄
日野町長	藤澤 直広
愛荘町長	有村 国知
豊郷町長	伊藤 定勉
甲良町長	野瀬 喜久男
多賀町長	久保 久良
近江鉄道株式会社代表取締役社長	喜多村 樹美男
信楽高原鐵道株式会社常務取締役業務部長	尾中 庄一
西日本旅客鐵道株式会社京都支社地域共生室長	野口 明
一般社団法人滋賀県バス協会専務理事	野村 義明
一般社団法人滋賀県タクシー協会常務理事	野崎 善則
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長	森本 和寛
滋賀県警察本部交通部交通企画課高齢者交通安全推進室長	古谷 英生
滋賀県教育委員会高校教育課主査	阪尻 寛
滋賀県PTA連絡協議会副会長	塚本 晃弘
びわこ学院大学教育福祉学部教授	逢 軍
一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会副会長	上野 善久
滋賀県地域女性団体連合会副会長	山本 身江子
一般社団法人グローバル交流推進機構理事長	土井 勉
関西大学経済学部教授	宇都宮 浄人
滋賀県立大学環境科学部准教授	轟 慎一
国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局長	山岸 斉
一般財団法人地域公共交通総合研究所専務理事	町田 敏章
一般社団法人滋賀県病院協会事務長会委員	川村 宏
滋賀県市町社会福祉協議会会長会副会長	宮部 庄七
公益社団法人びわこビズターズビューロー専務理事	西川 直治
滋賀県商工会議所連合会理事	高村 潔
国土交通省近畿運輸局交通政策部長	八木 貴弘
国土交通省近畿運輸局鉄道部長	井野 則明

(仮称)近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会 席次表

令和元年11月5日(火)9:30~
東近江市役所新館3階 317、318、319会議室

出入口

【敬称略】

随席					
滋賀県立大学環境科学部 轟 慎一	関西大学経済学部 宇都宮 浄人	(一社)グローバル交流推進機構 土井 勉	滋賀県警察本部交通企画課 古谷 英生	国土交通省近畿地方整備局滋賀県国道事務所 森本 和寛	(一社)滋賀県タクシー協会 野崎 善則
(一財)地域公共交通総合研究所 町田 敏章					(一社)滋賀県バス協会 野村 義明
(一社)滋賀県病院協会 川村 宏					西日本旅客鉄道株式会社 野口 明
滋賀県市町社会福祉協議会会長会 宮部 庄七					信楽高原鐵道株式会社 尾中 庄一
(公社)びわこビクターズビューロー 西川 直治					近江鐵道株式会社 喜多村 樹美男
滋賀県商工会議所連合会 高村 潔					
滋賀県地域女性団体連合会 山本 身江子					議長席
(一財)滋賀県老人クラブ連合会 上野 善久					滋賀県知事 三日月 大造
びわこ学院大学教育福祉学部 逢 軍					東近江市長 小椋 正清
滋賀県PTA連絡協議会 塚本 晃弘					彦根市長 大久保 貴
滋賀県教育委員会高校教育課 阪尻 寛					近江八幡市長 小西 理
国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局 山岸 斉					甲賀市長 岩永 裕貴
国土交通省近畿運輸局交通政策部 八木 貴弘					米原市長 平尾 道雄
国土交通省近畿運輸局鉄道部 井野 則明	多賀町長 久保 久良	甲良町長 野瀬 喜久男	豊郷町長 伊藤 定勉	愛荘町長 有村 国知	日野町長 藤澤 直広

事務局・随席

随席

随席

出入口

記者席・傍聴席

近江鉄道線のあり方に係るこれまでの検討経過

1 概要

- 平成 28 年度に近江鉄道株式会社から県および沿線市町に対し鉄道事業の推移と今後の課題について状況説明。
- 平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、沿線市町、県、近江鉄道（株）の三者により近江鉄道線の現状と課題を共有するため勉強会を実施。
- 平成 30 年度には、県と沿線 5 市 5 町の部・課長クラスによる検討会を設置して、法定協議会設置への移行に向けた準備調整を進め、近江鉄道線の現状に関する調査検討や他地域の事例についてのフォーラムを交えて同線のあり方を検討。

2 経過

年月	項目	概要
平成28年6月	近江鉄道株式会社より 県へ状況説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期にわたり営業損失が継続しており、今後も利益が見込めない ・ 今後、老朽化した施設の更新に多額の設備投資を必要 ・ 民間企業の経営努力による事業継続は困難
平成29年1月 ～平成30年2月	近江鉄道に関する勉強会 (計 8 回開催) 【構成メンバー】 県、市町(課長級)、近江鉄道(株)	(主な協議事項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業の推移と今後の課題 ・ 沿線市町の利用状況 ・ 利用促進事業と費用対効果 ・ 養老鉄道ヒアリング など
平成29年12月	中日新聞報道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近江鉄道が鉄道経営を同社単独で維持することが将来的に困難になるとの見通し
平成30年7月	近江鉄道のあり方検討に向けた「副首長級キックオフ会議」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と5市5町で、平成31年度中に法定協議会の設置を目指すことを確認
平成30年12月～ 令和元年7月	近江鉄道線活性化再生協議会(計6回開催) (※H31.3(仮称)(仮称)近江鉄道線 地域公共交通再生協議会設置準備 調整会議から名称変更) 【構成メンバー】 県、市町(部・課長級)、近江鉄道(株)、学識経験者、 近畿運輸局	(主な協議事項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 近江鉄道線の現状分析 ・ 近江鉄道線がなくなった場合に想定される影響、問題点等の整理 ・ 代替交通手段(バス、BRT等)の導入した場合のメリット、デメリット ・ 鉄道線を存続する場合の存続パターンおよび費用 ・ 近江鉄道線に係る鉄道事業者としての意向
令和元年 8月27日	近江鉄道沿線市町首長会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定協議会を設置することを合意

近江鉄道線活性化再生協議会（任意協議会）における確認事項

近江鉄道線活性化再生協議会において、6回にわたり行った議論を踏まえ、法定協議会への移行に向けて、次の6項目を確認。

1 基本姿勢

①「知恵を出し合って近江鉄道線を役に立つものにしていくこと」を沿線自治体・市民・事業者で共有することが重要である。

※ 「交通政策基本法」、「地域公共交通活性化再生法」の趣旨に則り、近江鉄道線を地域の財産として、どう活かしていくかという姿勢で議論することを確認。

2 議論の目標期限

②令和3年度（R4.3.31）をタイムリミットとして、新たな事業継続のスキームを作らなければならないこと。

※ 近江鉄道線の施設設備等の整備については、国・県・沿線自治体が「近江鉄道活性化計画」に基づき事業費補助を実施しているが、同計画は平成24年度から令和3年度までの10年間の計画であることから、計画期間の満了までに、今後のあり方とそれを踏まえた後継計画を策定することが必要。

3 鉄道事業の現状

③近江鉄道株式会社では、これ以上の経費削減は単独では難しい状況にあること。

※ 近江鉄道株式会社の経営状況について、輸送人員の大幅な減少により、自社の経営努力だけで鉄道事業を継続することが困難であるという現状を共有。

- ① 平成6年度から25年間営業赤字が継続し、営業損失が44億円を超えていること（営業赤字額は全国で10番目、民間事業者で5番目に多い）
- ② これまでも増収やコスト削減の取り組みに努めるも、施設等の老朽化にともない安全運行維持に必要な設備投資が今後増加する見込みであること。

4 今後の議論に向けた鉄道事業者としての姿勢

④近江鉄道株式会社が、事業構造の転換にあたっては、現在約48億円の残存簿価を特別損失で計上し、新たな体制には引き継がないことを明言。余力があるうちに継続方法を定めることが重要。

⑤近江鉄道株式会社から、鉄道部門の分社化についても一つの選択肢であることが示されたこと。

※ 今後法定協議会において、近江鉄道線の存続形態を議論していくにあたり、鉄道事業継続に向けた近江鉄道（株）の姿勢を共有。

※ 上記④の「事業構造の転換」は、上下分離方式とする場合を指す。

5 存続形態の議論における課題

⑥橋梁・トンネル等の大規模改修等に係る費用は今後の課題であり、引き続き法定協議会で議論していく。

※ 橋梁やトンネルにかかる安全管理責任や費用負担上の懸念が大きいことから、鉄道資産の譲渡等、鉄道事業の存続形態を議論するにあたっては、これらの取扱いについて慎重な検討が必要。

(1) 営業路線

営業 路線	線名	区間	営業キロ	駅数
	本線	米原 ~ 貴生川	47.7km	25駅
	八日市線	八日市 ~ 近江八幡	9.3km	6駅
	多賀線	高宮 ~ 多賀大社前	2.5km	2駅
	計		59.5km	33駅

(2) トンネル、橋りょう、踏切、変電所設備、車両、職員の数

区分	箇所数
トンネル	2箇所 (延488メートル)
橋梁	143箇所 (延1,855メートル)
踏切	175箇所 (第一種144、第四種31)
変電所設備	4箇所
車両	41両 (旅客車36、貨物車5)
職員	104人 (本社部門15人、現業部門89人)

H28年度鉄道統計年報(国土交通省)を加工して作成

近江鉄道線の概要 基本情報②

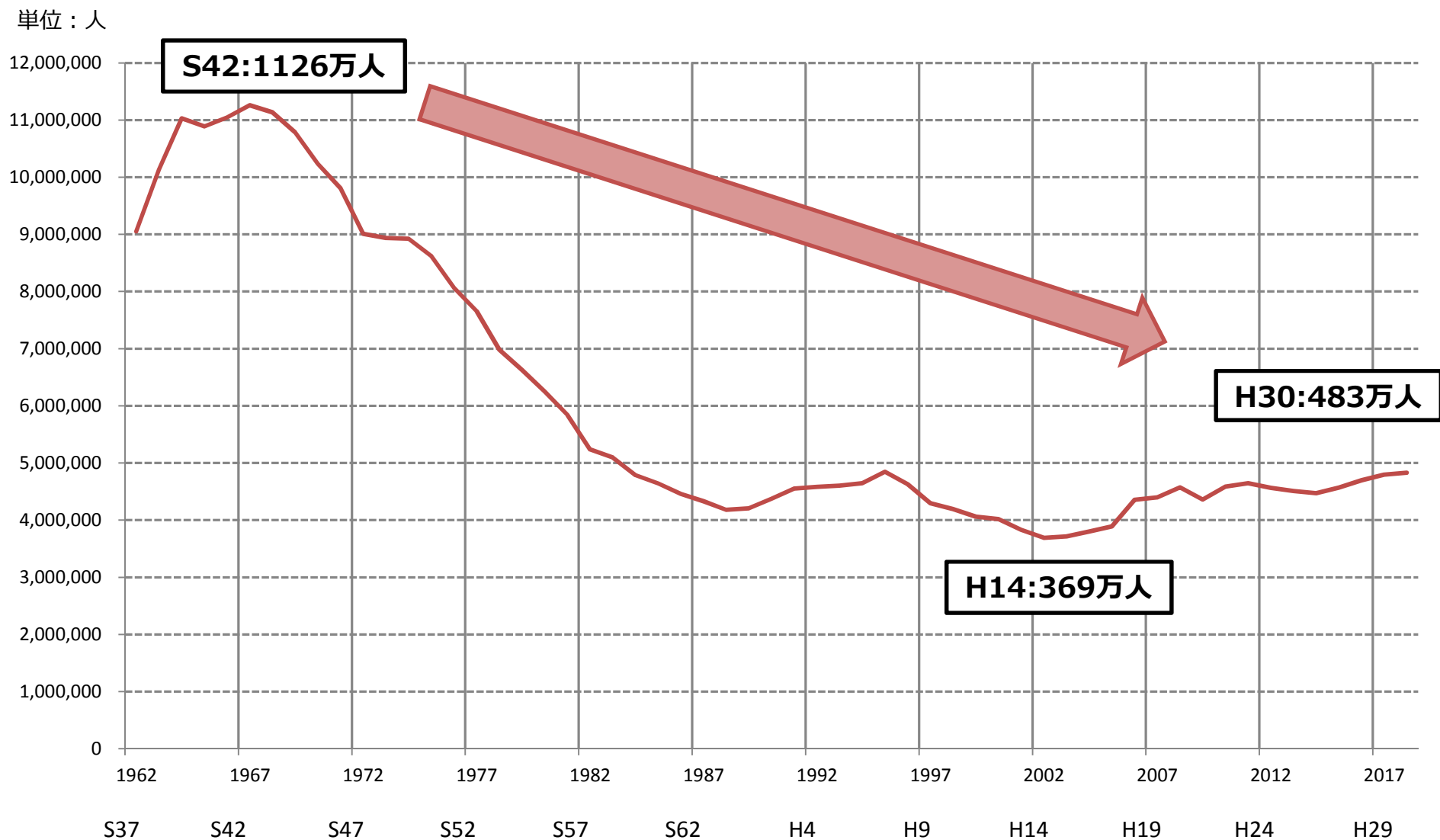
(1) 主な橋梁

名称	築造年	長さ
① 芹川橋梁	1898年	65.68m
② 犬上川橋梁	1898年	269.90m
③ 宇曾川橋梁	1898年	141.73m
④ 愛知川橋梁	1898年	238.66m
⑤ 佐久良川橋梁	1900年	147.83m
⑥ 日野川橋梁	1900年	137.16m
⑦ 水口川橋梁	1900年	229.10m

(2) 主なトンネル

名称	築造年	長さ
① 佐和山トンネル	1931年	339.98m
② 清水山トンネル	1900年	147.65m

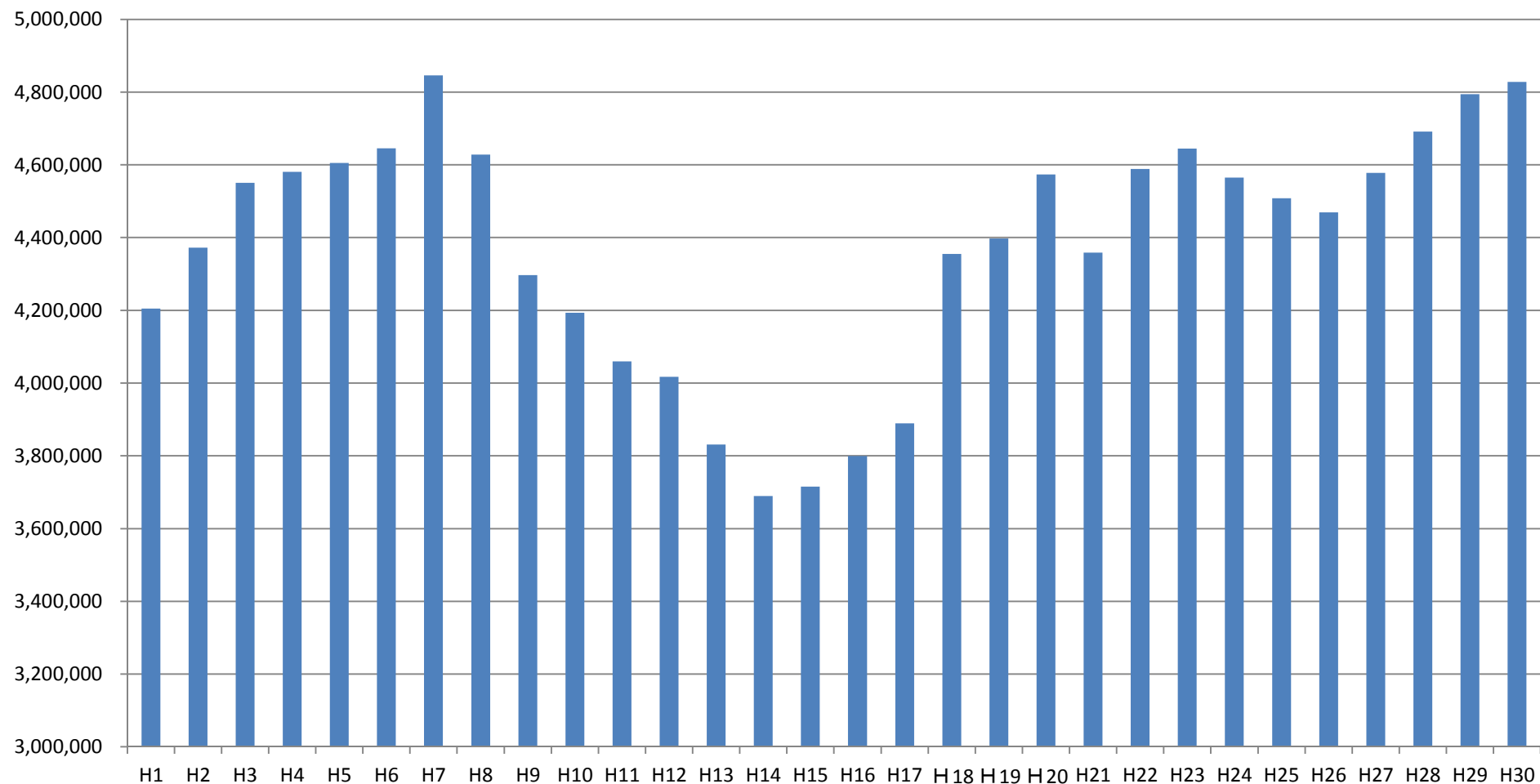
近江鉄道線の概要 年間乗車人員の推移（1962年/S37-2018年/H30）



- 直近(H30年度)の輸送人員は483万人でした。
- 近年増加しつつあるものの、**ピーク時(S42年度:1,126万人)**の半分以下になっています。

近江鉄道線の概要 年間乗車人員の推移（1989年/H1 - 2018年/H30）

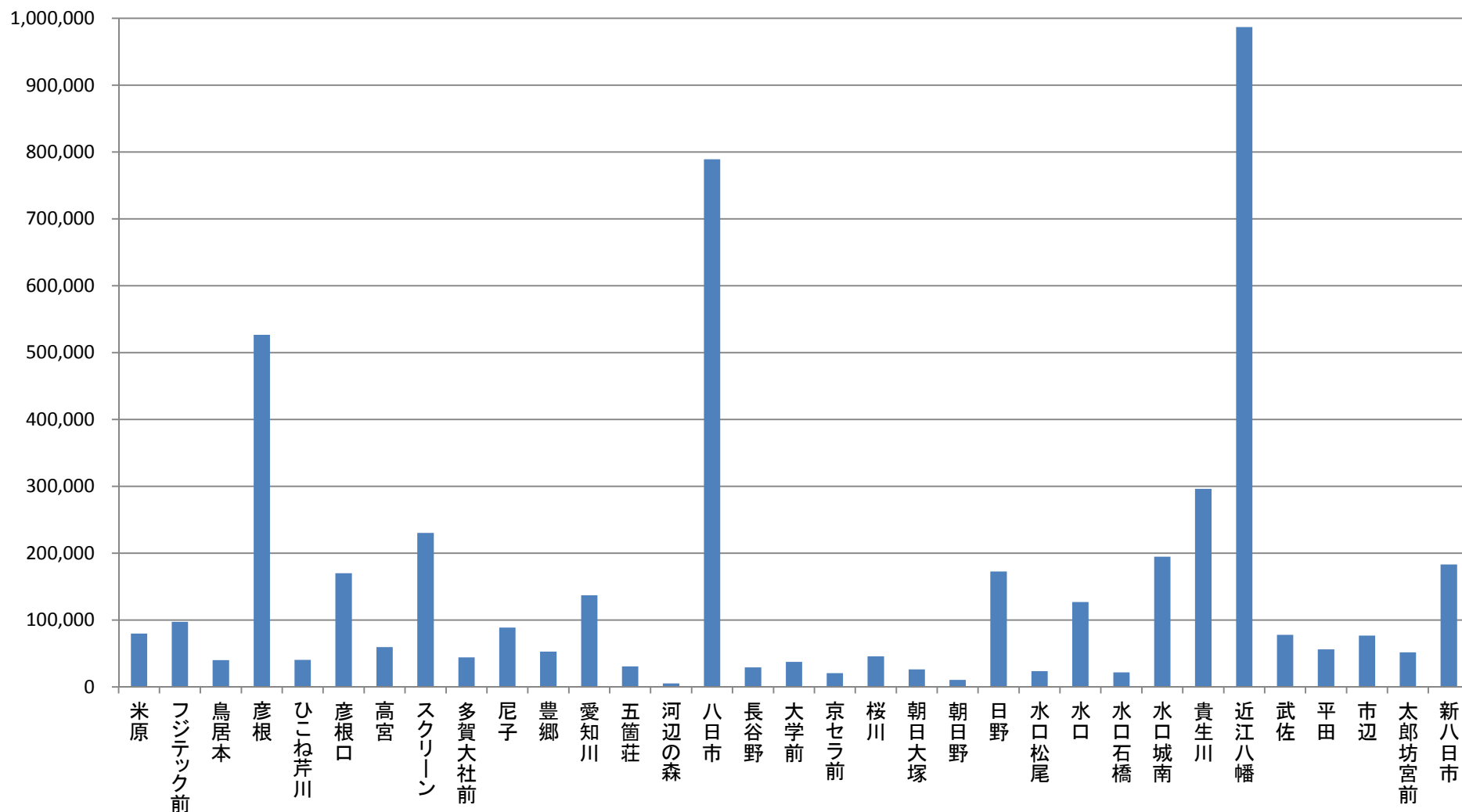
年間輸送人員(人)



- 最も少なかったH14年度からは114万人増加しています。
- 新たな通勤旅客の取り込みのためH18年にフジテック前、H20年にスクリーン駅が開業し通勤利用が増加し、両駅だけで66万人の増加となっていますが、ピーク時(S42年度)の半分以下の水準です。

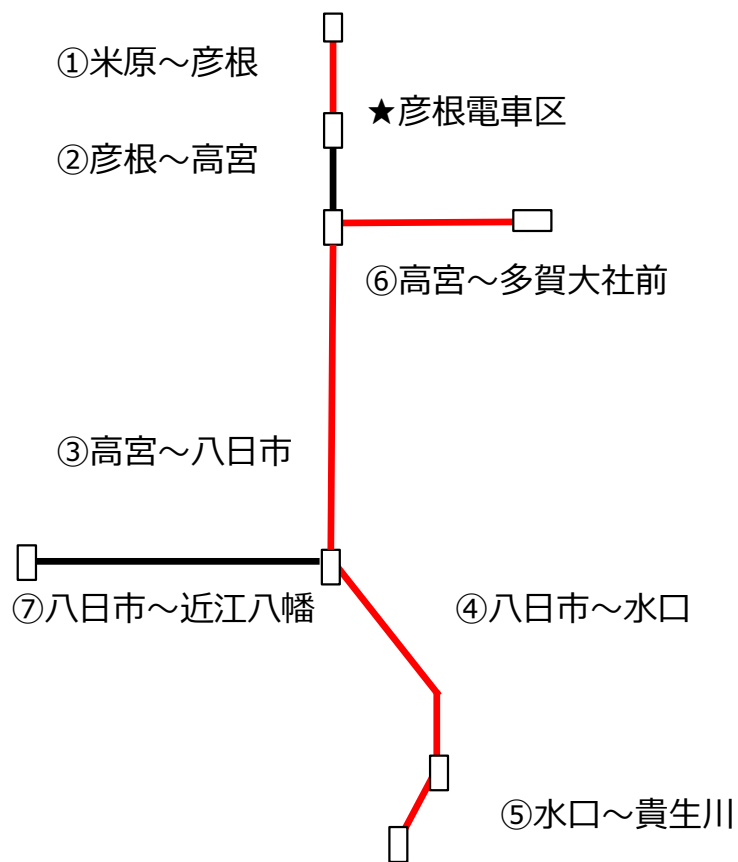
近江鉄道線の概要 各駅の年間乗車人員（2018年度）

単位：人



- JR琵琶湖線に接続する彦根・近江八幡と、近江鉄道線の中心部に位置する八日市の利用が50万人を超えています。

近江鉄道線の概要 線区別輸送状況



線区	営業キロ	輸送密度	最混雑列車
全線	59.5km	1,902人	253人
①米原～彦根	5.8km	692人	64人
②彦根～高宮	4.1km	3,058人	167人
③高宮～八日市	15.4km	1,559人	175人
④八日市～水口	18.5km	1,176人	167人
⑤水口～貴生川	3.9km	1,485人	109人
⑥高宮～多賀大社前	2.5km	598人	110人
⑦八日市～近江八幡	9.3km	4,681人	253人

◇輸送密度：1日1kmあたりの平均輸送量（平均通過人員）

◇2017年度の実績値。最混雑列車は2017年度の特定の日の数値

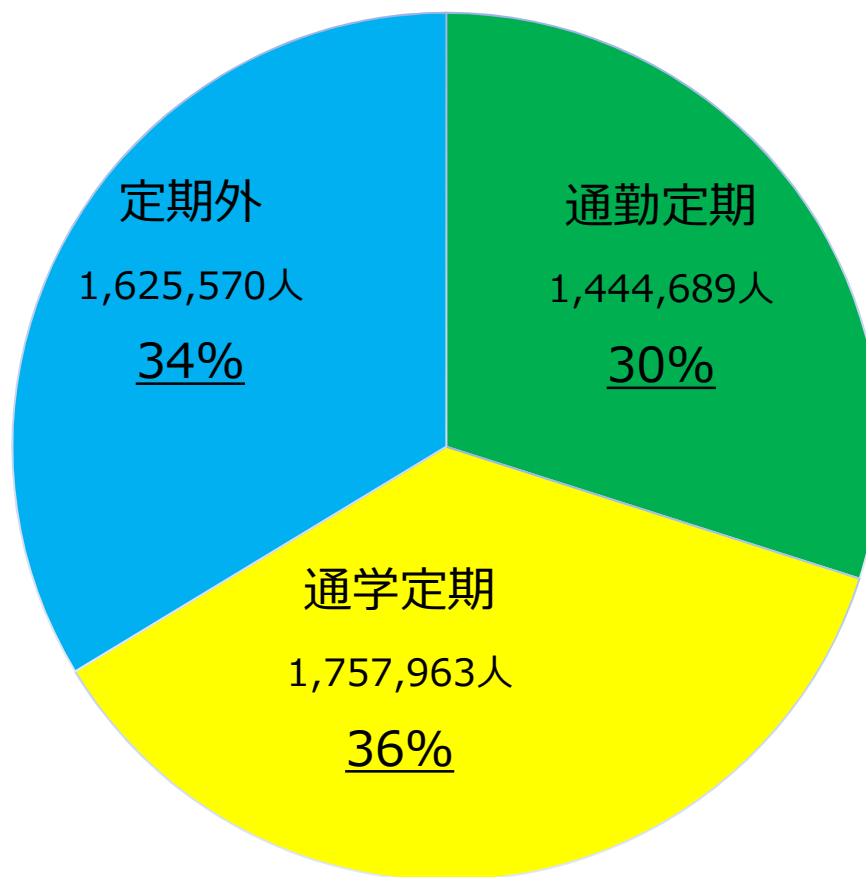
- 多くの線区で輸送密度が2,000人を下回っています。
- 一方、最混雑列車はほとんどの線区で100人を超えています。

(参考) ・旧国鉄再建法による廃止対象路線：4,000人/日未満

・大手民鉄で使用した廃止対象の選定基準：2,000人/日未満かつ30km未満

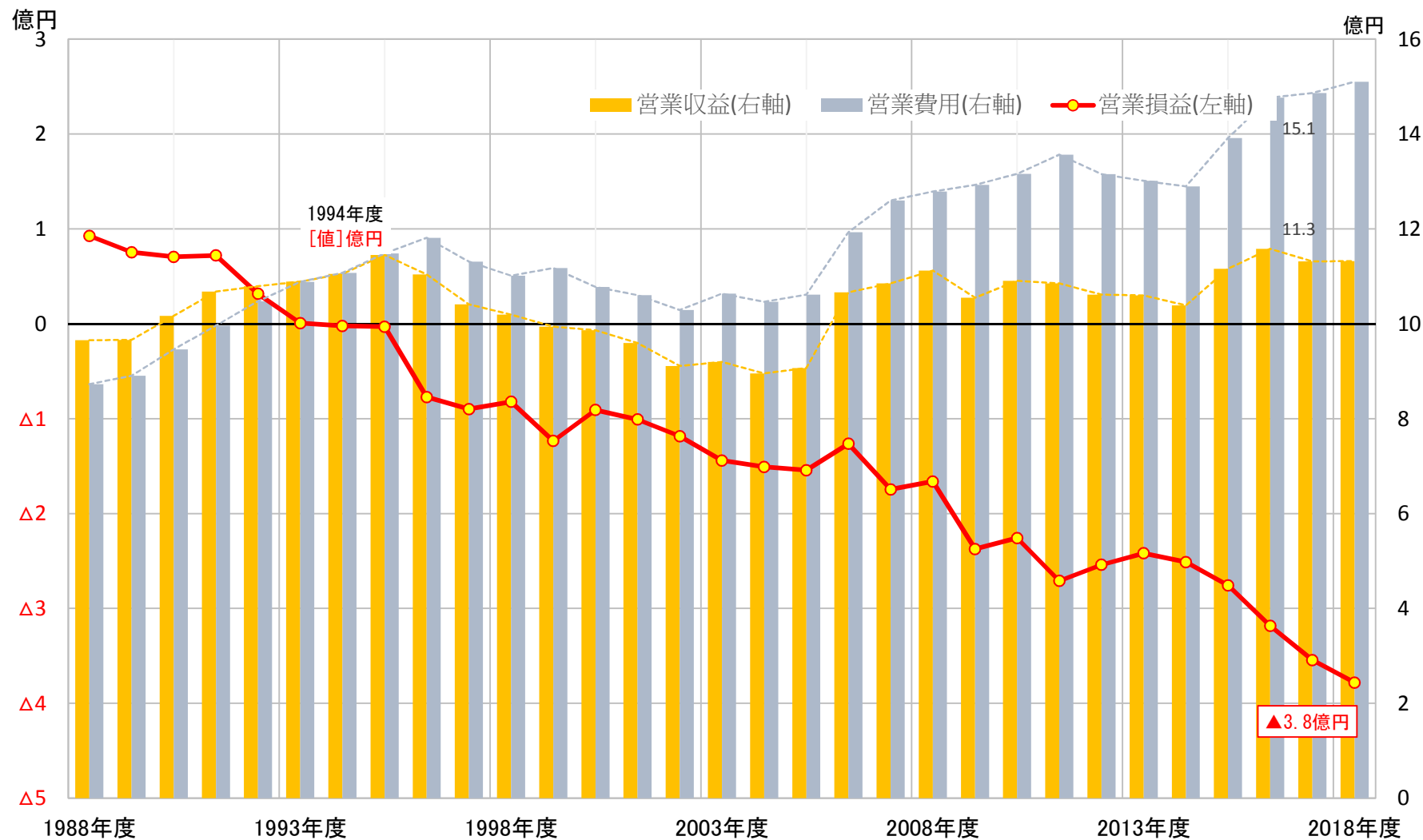
※JRの輸送密度(2017)：米原－京都121,754人、貴生川－草津18,613人、山科－近江塩津29,734人

近江鉄道線の概要 定期・定期外別 利用状況（2018年度）



- 定期と定期外の内訳を見ると、定期利用が全体の2/3に及んでいて、全国の地域鉄道の中でも高い数値になっています。
- 定期利用が多く、**地域の生活にとって重要**な役割を果たしています。

近江鉄道線の概要 営業損益の推移

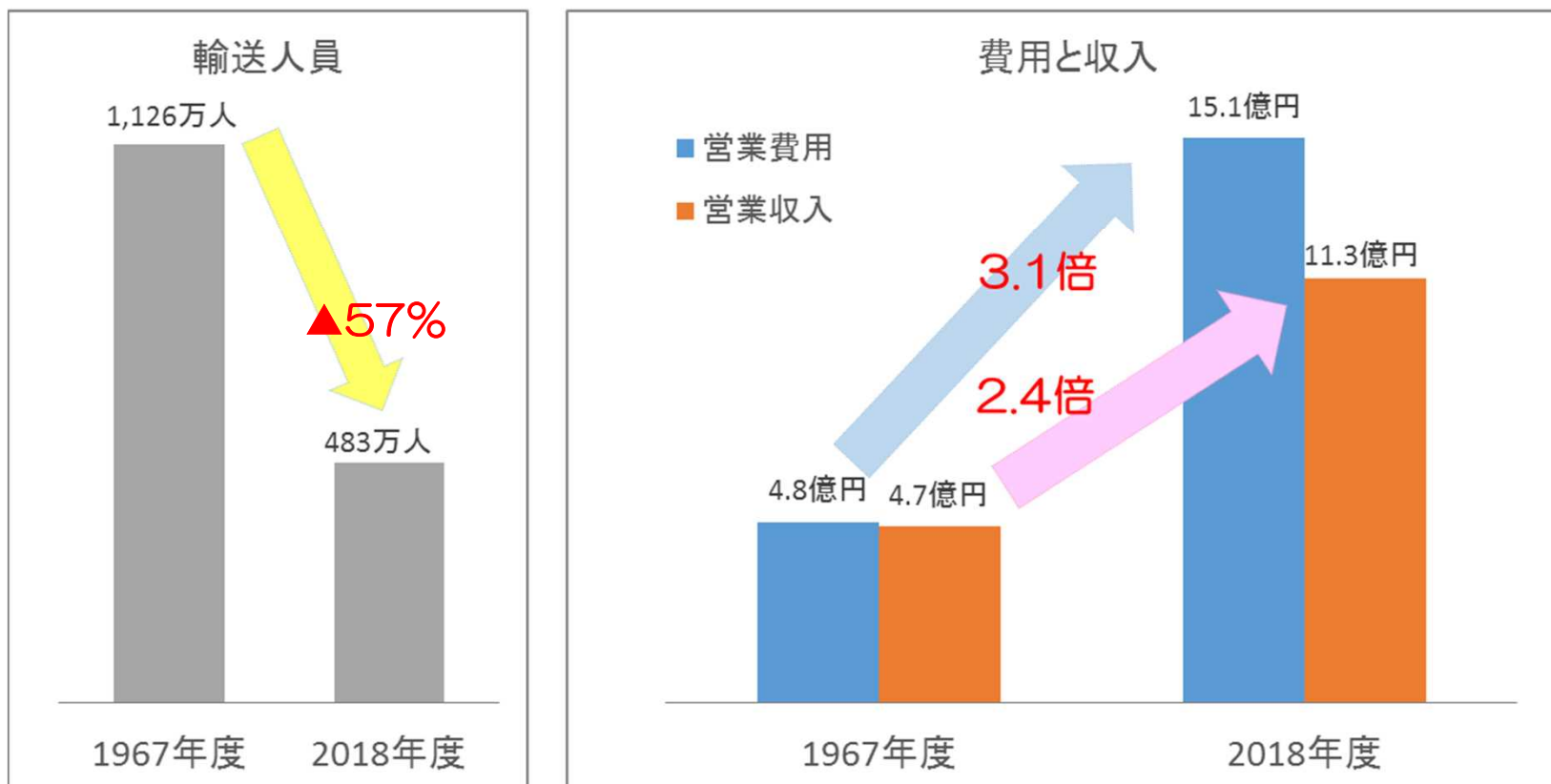


※ 営業損益は、補助金等受入れ後の損益状況を示しております

- 1994年度から25年間営業赤字が継続しています。
- 施設維持更新費などの費用の増加により、赤字額は継続的に拡大しています。

近江鉄道線が赤字になった理由

最多輸送人員時(1967年度)と2018年度の比較



※総務省統計による消費者物価(全国の「持家の帰属家賃を除く総合」)の年平均値は同期間では3.8倍に増加

輸送人員が半減したことにより、費用に比べて収入が増えなかったため、収入で費用を賄うことができない状況となっています。

近江鉄道の経営努力

1. 合理化によるコスト削減

ワンマン運転の実施、終日無人駅の拡大、電力需給契約見直し など

2. 増収策

利用促進のための、新駅開業、企画乗車券、サイクルトレイン など

グッズ販売、電車運転体験、記念乗車券、部品販売 など



3. 近江鉄道を理解してもらい、利用へとつなげるための自助努力

快適に利用していただくために
乗換え案内の改善、駅前での時刻表配布、本社員による駅の除草・清掃 など

地域との相互連携
沿線催事の広告、沿線イベントへの出展、近江鉄道みらいファクトリー など

ファンの獲得
ワイン電車、がちゃこん祭り、ミュージアム開館、こども車内放送体験 など

近江鉄道に対する国、県および沿線市町の財政的支援の状況

平成10年度～平成23年度

(1)整備スキーム

平成10年度に近江鉄道の施設整備事業に係る支援を計画（事業費総額約30億円）。

(2)事業費と負担内訳

	負担割合	負担額
国	1/3	967,277千円
滋賀県	2/9	654,438千円
沿線市町	1/9	327,229千円
近江鉄道	1/3	1,214,271千円
事業費総額		3,163,215千円

(3)主な整備内容

- CTC(列車集中制御装置)・ATS(自動列車停止装置)等の導入
- 路盤・橋梁等の改良・修繕、枕木・柱のPC化、電線等の整備
- 信号・保安設備等の整備、設備等の整備 等

平成24年度～平成33年度

(1)整備スキーム

平成24年3月に「近江鉄道活性化協議会」（メンバー：国、県、沿線市町、近江鉄道）が策定した「近江鉄道活性化計画（H24～H33）」に基づき支援。

(2)事業費と負担内訳

	負担割合	負担額
国	1/3	489,525千円
滋賀県	2/9	326,350千円
沿線市町	1/9	163,175千円
近江鉄道	1/3	489,527千円
事業費総額		1,468,577千円

(3)主な整備内容

- レールの重軌条化（37kg→50kgレールに更新）
- 枕木のPC化（木製枕木の更新を含む）
- CTC駅装置の更新（更新時期を迎える19駅の装置を順次更新）
- 排水路設備の整備

- 上記以外にも施設整備が鉄道の維持には必要で、H10～30年度の実績では、修繕・設備投資に118億円を要しています。
（うち国・県・市町が上記を含めて約31億円を負担し、近江鉄道が残り約88億円を負担しています）

近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会規約（案）

（目的）

第1条 近江鉄道線は、120年以上にわたり、県東部地域における基幹交通軸であり、沿線地域の住民の通勤・通学や観光等で地域を訪れる人々の貴重な移動手段であるが、経営状況の悪化により事業継続が困難となっている。このため、県、近江鉄道沿線市町、交通事業者、関係団体等が一体となり、近江鉄道線の再生とそれに伴う公共交通網の再構築を目的として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び実施に関し、必要な協議を行うために近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定、変更及び評価に係る協議に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等をもって組織する。

- 2 協議会は、前項に定める者のほか、交通政策における法令等について専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。

（委員）

第4条 協議会の委員は、前条第1項団体等の中から滋賀県知事が依頼する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

（役員の定数及び選任）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 役員は、前条第1項の規定による委員のうちから、これを互選する。

（役員の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

- 4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席についてはこの限りでない。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の権能)

第8条 協議会は、次に掲げる事項の議決または認定を行うものとする。

- (1) 規約の制定および改廃に関すること。
 - (2) 事業計画、事業報告、予算および決算に関すること。
 - (3) 諸規程の制定および改廃に関すること。
 - (4) 第2条各号に関すること。
 - (5) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、協議会において議決すべき事項について特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、会長は、その議決すべき事項を処分することができる。
- 3 前項の規定による処分については、会長は、次の協議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(書面決議)

- 第9条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催できないと認めるときには、書面審議により、議事を決することができる。
- 2 書面審議による議決は、全員一致で決することとする。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

- 第12条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、滋賀県土木交通部県東部地域公共交通支援室内に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 16 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(任期の特例)

2 この規約の施行の日以後最初の委員の任期は、協議会の設立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

別表（第4条関係）

法律の区分	団体等
地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体 (法第6条第2項第1号)	滋賀県
	彦根市
	近江八幡市
	甲賀市
	東近江市
	米原市
	日野町
	愛荘町
	豊郷町
	甲良町
多賀町	
公共交通事業者等（地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者） (法第6条第2項第2号)	近江鉄道株式会社
	信楽高原鐵道株式会社
	西日本旅客鐵道株式会社
	一般社団法人滋賀県バス協会
	一般社団法人滋賀県タクシー協会
道路管理者 (法第6条第2項第2号)	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所
公安委員会 (法第6条第2項第3号)	滋賀県警察本部
公共交通の利用者 (法第6条第2項第3号)	滋賀県教育委員会
	滋賀県PTA連絡協議会
	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会
	びわこ学院大学
	一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会
	滋賀県地域女性団体連合会
学識経験者 (法第6条第2項第3号)	一般社団法人グローバル交流推進機構 理事長 土井 勉
	関西大学経済学部 教授 宇都宮 浄人

	滋賀県立大学環境科学部准教授 轟 慎一
その他協議会の運営上必要と認められる者 (法第6条第2項第3号)	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局
	一般財団法人地域公共交通総合研究所
	一般社団法人滋賀県病院協会
	滋賀県市町社会福祉協議会会長会
	公益社団法人びわこデジタルズビューロー
	滋賀県商工会議所連合会
オブザーバー	国土交通省近畿運輸局交通政策部
	国土交通省近畿運輸局鉄道部

近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会 委員名簿（案）

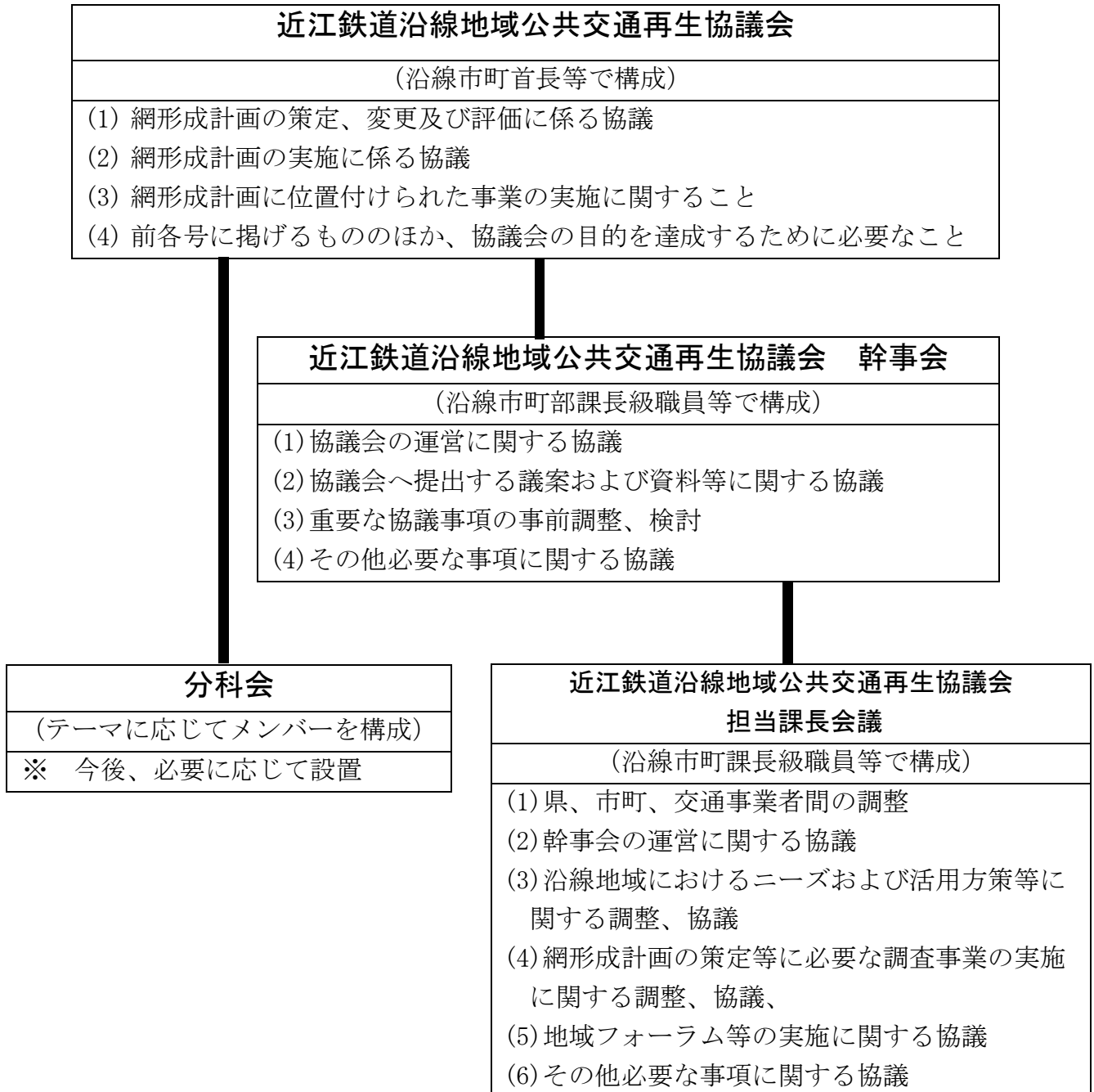
【敬称略】

法律の区分	委員
地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体 (法第6条第2項第1号)	滋賀県知事 三日月 大造
	彦根市長 大久保 貴
	近江八幡市長 小西 理
	甲賀市長 岩永 裕貴
	東近江市長 小椋 正清
	米原市長 平尾 道雄
	日野町長 藤澤 直広
	愛荘町長 有村 国知
	豊郷町長 伊藤 定勉
	甲良町長 野瀬 喜久男
多賀町長 久保 久良	
公共交通事業者等(地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者) (法第6条第2項第2号)	近江鉄道株式会社 代表取締役社長 喜多村 樹美男
	信楽高原鐵道株式会社 常務取締役業務部長 尾中 庄一
	西日本旅客鐵道株式会社 京都支社長 若菜 真丈
	一般社団法人滋賀県バス協会 専務理事 野村 義明
	一般社団法人滋賀県タクシー協会 専務理事 濱田 隆久
道路管理者 (法第6条第2項第2号)	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長 森本 和寛
公安委員会 (法第6条第2項第3号)	滋賀県警察本部長 鎌田 徹郎
公共交通の利用者 (法第6条第2項第3号)	滋賀県教育長 福永 忠克
	滋賀県PTA連絡協議会 副会長 塚本 晃弘
	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 ※改選中
	びわこ学院大学教育福祉学部教授 逢 軍
	一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会 副会長 上野 善久
	滋賀県地域女性団体連合会 副会長 山本 身江子
学識経験者 (法第6条第2項第3号)	一般社団法人グローバル交流推進機構 理事長 土井 勉

	関西大学経済学部教授 宇都宮 浄人
	滋賀県立大学環境科学部准教授 轟 慎一
その他地方自治体が必要と認める者 (法第6条第2項第3号)	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局長 山岸 斉
	一般財団法人地域公共交通総合研究所 代表理事 小嶋 光信
	一般社団法人滋賀県病院協会事務長会 委員 川村 宏
	滋賀県市町社会福祉協議会会長会 副会長 宮部 庄七
	公益社団法人びわこビジターズビューロー 専務理事 西川 直治
	滋賀県商工会議所連合会 理事 高村 潔
オブザーバー	国土交通省近畿運輸局交通政策部長 八木 貴弘
	国土交通省近畿運輸局鉄道部長 井野 則明

(参考)

近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会の運営イメージ



令和元年度 近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会事業計画（案）

1 目的

近江鉄道線は、120年以上にわたり、県東部地域における基幹交通軸であり、沿線地域の住民の通勤・通学や観光等で地域を訪れる人々の貴重な移動手段であるが、経営状況の悪化により事業継続が困難となっているため、近江鉄道線の再生とそれに伴う公共交通網の再構築を目指し、地域公共交通網形成計画を策定するために必要な協議および事業等を実施する。

2 事業期間 設置の日から令和2年3月31日

3 事業内容

(1) 協議会の運営

- ① 協議会 2回程度開催
- ② 幹事会 必要に応じて開催
- ③ 分科会等 今後必要に応じて設置
- ④ 担当課長会議 必要に応じて開催

(2) 主な事業内容

- ① 沿線市町の総合計画等の現状整理
- ② 近江鉄道線の活用方策等の検討
- ③ 沿線の住民、利用者等を対象としたアンケート調査の実施
- ④ 地域フォーラム等の開催
- ⑤ 近江鉄道線が有する沿線地域への多面的効果分析（クロスセクター効果、オプション効果）
- ⑥ 近江鉄道線の路線存続のあり方に関する協議
- ⑦ その他協議会の目的を達成するために必要な事項の協議

沿線住民、利用者等アンケート調査（案）

1 基本設計

ア 調査地域

県内の近江鉄道沿線地域（5市5町）

イ 調査対象

- ・ 沿線住民 7,000名程度
- ・ 沿線事業所 20社程度
- ・ 沿線学校（高等学校、大学等） 17校
- ・ 近江鉄道利用者 500名程度

ウ 調査方法

- ・ 沿線住民：市町において対象住民の抽出。委託業者より対象者へ発送。
- ・ 沿線事業所および学校：市町により事業者および学校へ従業員あるいは生徒への配布・回収を依頼し、回収。
- ・ 近江鉄道利用者：15駅程度で市町において配布。回収は郵送による。

エ 実施スケジュール(予定)

- ・ 設問内容の検討、作成 2019年10月下旬から2019年11月下旬
- ・ アンケートの配布、回収 2019年12月上旬から2019年12月下旬
- ・ アンケートのとりまとめ、集計結果の分析等 2020年1月上旬から2020年2月下旬
- ・ 最終報告書の提出 2020年3月末

オ 有効回収率（見込み） 40%程度（沿線住民）

2 調査内容

ア 沿線住民、利用者等の利用実態

イ 近江鉄道および地域公共交通のサービス改善および利便性向上等に関する要望

ウ 将来の近江鉄道に関する意向

令和元年度 近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会収支予算(案)

1. 歳入予算

(単位：円)

款	項	目	予算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	8,000,000	県負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	8,000,000	国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	-	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	-	
合 計			16,000,000	

2. 歳出予算

(単位：円)

款	項	目	予算額	備考
2 事業費	1 事業費	1 事業費	16,000,000	委託料 (アンケート、地域効果分析等 調査委託)
合 計			16,000,000	

近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会の今後のスケジュール（案）

	項 目	摘 要
R 元 11月5日	第1回近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会設置要綱、予算案等の承認 ・今後のスケジュールの確認 等
R 元 12 ～ R2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線住民、利用者等アンケート調査 ・沿線地域効果分析調査（クロスセクター効果等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線住民、利用者等の利用実態および意向等の把握 ・地域公共交通（近江鉄道）が有する多面的効果を定量的に分析
	・沿線住民や利用者等向けフォーラム等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線住民や利用者等の意見聴取および沿線地域における機運の醸成等 ・近江鉄道の現状や経営努力等の説明
	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町の総合計画等の現状整理 ・近江鉄道線のニーズや活用方策等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町の総合計画や都市計画等における近江鉄道線の位置づけや役割等を整理 ・地域公共交通会議等を活用し地域のニーズや活用方策等を検討
R2.3 下旬	第2回近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートおよび効果分析調査結果の報告 ・フォーラム等の開催状況の報告 ・市町の総合計画等における近江鉄道線の役割や近江鉄道線のニーズや活用策の報告 ・存廃の確認・合意
R2 年度	「地域公共交通網形成計画」の策定 ※協議会は年3～4回程度開催 ※必要に応じてテーマごとに分科会を設置し議論	上半期 （目標） 鉄道事業の運営形態（現行維持・上下分離等）および自治体財政負担の合意
		下半期 （目標） 将来の運営形態等に応じた「地域公共交通網形成計画」の検討、策定
R3 年度	現状維持の場合	事業構造の変更の場合
	R4 年度以降の自治体財政負担や経営改善策の具体化等に向けた準備調整等	<ul style="list-style-type: none"> ・「鉄道事業再構築実施計画」の策定 ・事業資産の譲渡 ・施設保有団体等の設立 ※存続形態等により異なる。
R4 年度	新たなスキームによる再生	事業構造の変更（上下分離等）による新たな運営体制への移行